

定期積金規定（スーパー積金）

1.（掛金の払込み）

定期積金（以下「この積金」といいます。）は、この証書または通帳（以下「通帳等」といいます。）記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの通帳等をお差出してください。

2.（証券類の受入れ）

- （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- （2）受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳等の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。

3.（給付契約金の支払時期）

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

4.（払込みの遅延）

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または、通帳等記載の年利回（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。

5.（給付補てん金等の計算）

- （1）この積金の給付補てん金は、この通帳等記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- （2）約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中にこの通帳等記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛込残高相当額とともに支払います。
 - ② 当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をするときおよび第9条第3項の規定により解約をする場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ③ 上記①、②の計算に適用する利率は、次のとおりとします。
 - A. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年未満のもの
解約日における普通預金利率

B. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年以上のもの

約定年利回×60%（小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）

④ この計算の単位は100円とします。

6.（先払割引金の計算等）

（1）この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を証書または通帳記載の利回に準じて満期日に計算します。この場合、当金庫所定の先払日数以上のものに限ります。

（2）先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

7.（満期日以後の利息）

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

8.（反社会的勢力との取引拒絶）

この積金は、後記第9条第4項1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記第9条第4項1号、第2号AからEおよび第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金口座の開設をお断りするものとします。

9.（解約等）

（1）この積金を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳等とともに当店に提出してください。なお、当金庫が認めた場合は、当店以外の当金庫本支店でも解約できます。

（2）前項の解約手続に加え、当該積金の解約手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手続を行いません。

（3）次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知するなどにより、この積金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった名称（氏名）、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または積金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この積金の契約者が後記第14条第1項に違反した場合

③ この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがある

とみとめられる場合。

(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、積金契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

なお、この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。

① 積金契約者が契約申込時等にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 積金契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 積金契約者が自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(5) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間積金契約者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(6) 前3項により、この積金が解約され掛込残高がある場合、または積金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳等および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

10. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) 通帳等や印章を失ったとき、または印章、名称(氏名)、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称(氏名)、住所その他届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 通帳等または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは通帳等の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳等を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

11. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

12. (印鑑照合)

通帳等、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、個人のこの積金の取引において、積金契約者は、盗取された通帳等を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

13. (盗難通帳等による積金の不正な払戻し等)

- (1) 個人のこの積金の取引において、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻し(以下「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、積金契約者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること

- ② 当金庫の調査に対し、積金契約者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが積金契約者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを積金契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。
- ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であることおよび積金契約者に過失（重大な過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた積金の不正な払戻しが行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが積金契約者の重大な過失により行われたこと
 - B. 積金契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 積金契約者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当金庫が当該積金について積金契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、積金契約者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該積金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して積金契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

14. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この積金および通帳等は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

15. (通知等)

届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

16. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)

- (1) この積金は、その満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、積金契約者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとします。証書は届出印を押印し、通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに直ちに当店に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務(積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの)がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合は、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この積金の利息計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)

当金庫は、預金等について、当金庫ウェブサイトに掲げる事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取扱います。

18. (休眠預金等活用法にかかる最終異動日等)

(1) この預金等について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金等に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
- ④ この預金等が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金等にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金等に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては初回満期日）

19. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

(1) この預金等について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金等にかかる債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金等にかかる休眠預金等代替金債権の支払いを請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者等は、当金庫に対して有していた預金等債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。

(3) 預金者等は第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。

① この預金等について、振込、口座振替、その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払いにかかるものを除きます。）が生じたこと

② この預金等について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払いの請求が生じたこと（当金庫が当該支払いの請求を把握することができる場合に限り、）

③ この預金等に係る休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

④ この預金等にかかる休眠預金等代替金の一部の支払いが行われたこと

(4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。

① 当金庫がこの預金等にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払い等業務の委託を受けていること

② この預金等について、第3項第2項に掲げる事由が生じた場合には、当該支払いへの請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払いを請求すること

③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金等債権を取得する方法によって支払うこと

(5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権が消滅したことに伴い、[第9条により]本契約の解約をした場合であっても存続するものとします。

20. (規定の変更等)

本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページおよびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。

以上

令和3年2月